

新 旧 対 照 表

(新)

令和 6 年度高知県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 7 月 9 日付け医政発 0709 第 4 号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」及び高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金 （以下、「補助金」という。） の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 省略

(補助対象)

第 3 条 この補助金は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が適当であると認める者が、支援の対象となる認定医師に対し負担する次に掲げる経費を要する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

2 前項の支援の対象となる認定医師とは、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週 32 時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週 30 時間以上）勤務する医師 であって、かつ、過年度に補助金による支援を受けたことのない認定医師を支援の対象とする。

第 4 条から第 8 条まで省略

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 12 号並びに第 7 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(旧)

令和 5 年度高知県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 7 月 9 日付け医政発 0709 第 4 号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」及び高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 省略

(補助対象)

第 3 条 この補助金は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が適当であると認める者が、支援の対象となる認定医師に対し負担する次に掲げる経費を要する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

2 前項の支援の対象となる認定医師とは、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週 32 時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週 30 時間以上）勤務する医師をいう。

第 4 条から第 8 条まで省略

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 12 号並びに第 7 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。